

山梨県立大学大学院看護学研究科学位規程

(平成22年4月1日制定 看護学研究科第5303号)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項及び山梨県立大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第28条第4項及び第28条の2第3項の規定に基づき、山梨県立大学(以下「本学」という。)が授与する大学院看護学研究科(以下「研究科」という。)にかかわる学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 授与する学位及び学位に付記する専攻分野の名称は、博士前期課程を修了した者は修士(看護学)、博士後期課程を修了した者は博士(看護学)とする。

(学位授与の要件)

第3条 学位授与の要件は、大学院学則第28条および第28条の2に定めるとおりとする。

(学位論文の提出資格)

第4条 博士前期課程に在学する者の修士論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「修士論文等」という。)を提出できる者は、博士前期課程に1年以上在学し、山梨県立大学大学院看護学研究科履修規程(以下「履修規程」という。)第3条の別表1及び別表2に定める単位数を修得し、修士論文等の主題とその研究計画書を当該研究指導教員に提出し、その承認を受けた者とする。

2 博士後期課程に在学する者の博士論文を提出できる者は、博士後期課程に2年以上在学し、履修規程第3条の別表3に定める単位数を修得し、博士論文予備審査及び博士論文提出資格審査の承認を受けた者とする。

3 博士論文予備審査及び博士論文提出資格審査に関し必要な事項は別に定める。

(学位論文の提出手続き)

第5条 学位論文等は、当該研究指導教員の承認を得て、在学期間中に研究科長を通じ学長に提出するものとする。

2 前項に規定するもののほか、学位論文の審査申請に必要な書類は別に定める。

3 提出された学位論文等は返却しない。

(学位論文の審査)

第6条 前条第1項の規定により学長が学位論文の審査を受理したときは、研究科委員会に審査を付託する。

(審査委員会)

第7条 前条の規定により研究科委員会に学位論文の審査が付託されたときは、研究科委員会は、別に定める審査委員により構成する審査委員会を設けて当該論文の審査を行う。

(学位論文の審査及び最終試験)

第8条 審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 学位論文の審査及び最終試験に関し必要な事項は別に定める。

3 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会に報告する。

(判定)

第9条 研究科委員会は、前条第2項の報告に基づき、学位論文の審査及び試験の可否並びに修了判定を議決する。

2 前項に関し合格とする議決には、研究科委員会の構成員の3分の2以上の出席を要し、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(審査結果の報告)

第10条 研究科委員会が前条第1項の議決をしたときは、研究科長は速やかにその結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第11条 学長は、学位を授与すべきと認めた者には学位記を交付し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(博士論文等の公表)

第12条 学長は、博士の学位を授与した時は、学位を授与した日から3か月以内に当該博士の学位論文に係る論文内容及び論文審査の結果の用紙をインターネットの利用により公表する。

2 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該博士論文の授与に係る論文の全文を公表するものとする。

(学位の名称)

第13条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、学位名の次に「山梨県立大学」と大学名を付記する。

(学位記の様式)

第14条 学位記の様式は、修士の学位記は別紙様式1、博士の学位記は別紙様式2のとおりとする。

(学位の取り消し)

第15条 学位を授与された者が不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為があったときは、学長は本学大学院研究科委員会の議を経て学位を取り消し、学位記を返還させるものとする。

(学位記の再交付)

第16条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を添えて学長に願い出なければならない。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前から引き続いて在学する者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前から引き続いて在学する者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

第 号

学 位 記

氏 名

生 年 月 日

本学大学院看護学研究科看護学専攻の博士前期課程を修了したの
で修士（看護学）の学位を授与する

年 月 日

山 梨 県 立 大 学 印

第 号

学 位 記

氏 名

生 年 月 日

本学大学院看護学研究科看護学専攻の博士後期課程を修了したの
で博士（看護学）の学位を授与する

年 月 日

山 梨 県 立 大 学 印